

2018乗下船安全キャンペーンについて

乗下船安全キャンペーンは、水先人の乗下船の安全確保を目的としたもので、平成3年から毎年1回、全国の水先区において実施しております。

以下に2018キャンペーン実施結果の概要をとりまとめましたので、ご報告します。

これまで28回にわたりキャンペーンを実施した結果、開始当初と比較して船舶の乗下船設備に関する欠陥が大幅に減少しています。これはひとえに、国土交通省、海上保安庁、日本船主協会、外国船舶協会、日本船舶代理店協会、外航船舶代理店業協会及び各地区の関係各位に協力を頂き、かつ、多くの船舶乗組員の皆様の十分な配慮の賜と感謝しており、この機会を借りて厚く御礼申し上げます。

1. 実施期日及び場所

期 日 2018年7月2～6日 5日間

場 所 全国35水先区及び水先人が業務を行う水先区以外の港

2. 安全キャンペーンの内容

キャンペーンにおいては、水先人がSOLAS条約第5章第23規則及び関連のIMO勧告に基づいて乗下船設備とその運用の状態を確認し、何らかの欠陥があった場合には当該船舶の船長にチェック票により改善を要請した。

3. 実施結果

(1) SOLAS条約に基づく乗下船設備のチェック結果

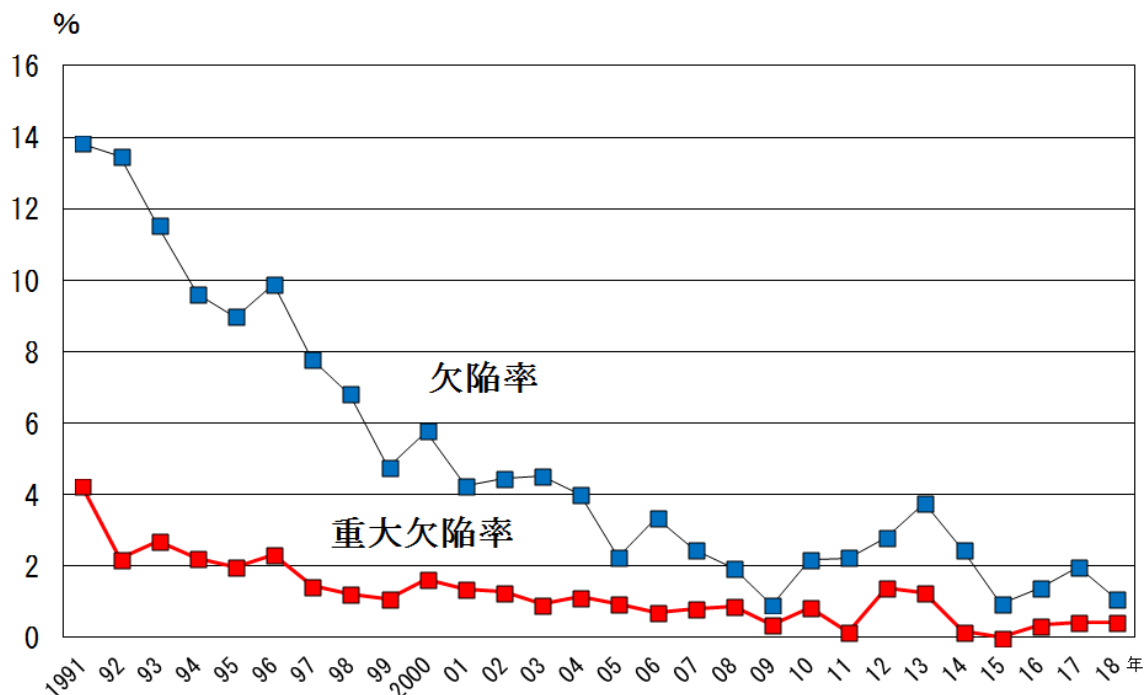
チェックを実施した船舶数 467隻

何らかの欠陥があった船舶 5隻(欠陥率1.1%)

上記のうち、重大欠陥(注)のあった船舶 2隻(重大欠陥率0.4%)

(注) 重大欠陥の定義

- ・乾舷が明らかに9mを超えているのにコンビネーションラダーが使用されていない。
- ・正規のパイロットラダーでないもの(雑用ラダー等)が使用されている。
- ・パイロットラダーが船側の平らな面に吊されていない。
- ・夜間に乗下船設備及び乗込口部分の照明が全くない。
- ・乗下船に責任ある職員が立ち会っていない。
- ・メカニカルパイロットホイストが使用されている。
- ・その他、SOLAS条約に違反し、かつ、水先人が著しく危険であると認めた場合。



(2) 船籍国別集計結果 (欠陥隻数/チェック隻数)

船籍国(注1)	2018年	2017年	2016年
1. バハマ	0/17	0/11	0/35
2. ベリーズ	1/2	0/1	0/2
3. 中国	1/41	0/39	0/41
4. デンマーク	1/6	0/3	0/5
5. 日本	0/28	0/24	0/36
6. リベリア	0/26	1/47	0/52
7. マルタ	0/13	0/7	0/3
8. マーシャル諸島	0/40	0/14	2/35
9. パナマ	1/174	7/175	1/214
10. シンガポール	1/44	1/49	0/54
11. その他(注2)	0/76	0/88	5/102
合計	5/467	9/458	8/579

(注1) 船籍国:アルファベット順

(注2) その他:2018年の欠陥隻数がゼロであり、チェック隻数が10隻以下である船籍国の合計

(3) IMPAの勧告に基づくチェック結果

乗下船設備に関する次のIMPA(国際パイロット協会)勧告に該当する船舶はなかった。

- ・9メートルマークがなかった。
- ・ラダー下端の高さが適当でなかった。

4. 今後の実施計画

キャンペーン開始当初と比較して船舶の乗下船設備に関する欠陥は大幅に減少していることから、乗下船の危険に対する認識と乗下船設備とその運用に関するルールについて、なお一層の理解を深めるため、今後も継続してキャンペーンを実施する。